
高岡広域エコ・クリーンセンター
長期包括運営委託業務
要求水準書

令和元年6月3日
高岡地区広域圏事務組合

目 次

第 1 章 用語の定義.....	1
第 2 章 総則.....	2
第 1 節 業務概要.....	2
第 2 節 基本事項.....	2
第 3 節 業務要件.....	7
3.1 一般事項.....	7
3.2 関係法令等の遵守.....	8
3.3 要求水準書等の遵守	8
3.4 組合及び官公庁等の指導等	8
3.5 生活環境影響調査書等の遵守	8
3.6 官公庁等への申請等	9
3.7 組合及び官公庁等への報告	9
3.8 組合等による検査等	9
3.9 関連行事等への協力	9
3.10 保険への加入.....	9
3.11 許認可等の取得.....	9
3.12 基本性能.....	9
3.13 性能保証事項.....	9
3.14 公害防止基準.....	10
3.15 敷地周辺設備、用役条件	13
3.16 車両条件.....	13
3.17 車両・重機等.....	13
3.18 災害発生時等の廃棄物の処理	14
3.19 委託期間終了時の取扱い	14
3.20 要求水準書記載事項	14
3.21 契約金額の変更.....	14
第 3 章 運営・維持管理体制	15
第 1 節 運営・維持管理条件	15
第 2 節 組織計画の作成及び人員の配置	15
第 3 節 業務計画書等の作成、提出、報告	16
3.1 運営準備期間計画書の作成	16
3.2 業務計画書の作成.....	16
3.3 業務報告書の提出.....	16
第 4 節 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備	18
第 5 節 防災管理体制の整備	18
第 6 節 連絡体制の整備	18

第 7 節 施設保安体制の整備	19
第 8 節 従業員教育.....	19
第 4 章 受入管理.....	20
第 1 節 計量設備における受入管理	20
1.1 受入管理.....	20
1.2 車両誘導・指示.....	20
1.3 受付時間.....	20
第 2 節 施設内における受入管理	20
2.1 焼却処理対象物の受入管理	20
第 5 章 運転管理.....	21
第 1 節 本件施設に係る運転管理（共通事項）	21
1.1 本件施設の運転管理	21
1.2 運転条件.....	21
1.3 適正運転.....	21
1.4 運転管理計画の作成	21
1.5 運転管理マニュアルの作成	21
第 2 節 焼却施設に係る運転管理	22
2.1 運転条件.....	22
2.2 搬入物の性状分析.....	23
2.3 適正処理.....	23
2.4 最終処分物の運搬.....	23
2.5 搬出物の性状分析.....	23
2.6 余熱利用.....	23
2.7 電力の取り扱い.....	23
2.8 鉄くず等.....	24
第 3 節 各種基準値の設定及び基準値に到達又は超過した場合の対応.....	24
3.1 焼却施設に係る停止基準、要監視基準、運転基準の設定	24
3.2 焼却施設に係る要監視基準値に到達又は超過した場合の復旧作業.....	26
3.3 焼却施設に係る停止基準値に到達又は超過した場合の復旧作業.....	26
第 6 章 用役管理.....	26
1.1 用役調達管理計画書の作成	26
1.2 用役の調達及び管理	26
第 7 章 維持管理.....	27
第 1 節 本件施設に係る維持管理	27
1.1 本件施設の維持管理	27
1.2 維持管理計画書の作成	27
1.3 施設の機能維持.....	27
1.4 機器台帳の作成・管理	27
1.5 施設の点検・管理.....	27
1.6 点検・検査計画.....	27

1.7 点検・検査の実施.....	28
1.8 補修・修繕に関する考え方	29
1.9 補修・修繕計画の作成	29
1.10 補修・修繕の実施	29
1.11 建築物等の維持管理	30
1.12 外構等の点検管理	30
1.13 精密機能検査.....	31
1.14 安全衛生管理.....	31
1.15 改良保全.....	31
1.16 備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達計画及び管理	31
1.17 工具、測定機器等の管理・更新	31
第 2 節 焼却施設に係る維持管理	32
2.1 施設の機能維持.....	32
2.2 施設の維持管理.....	32
第 8 章 環境管理.....	32
1.1 環境保全基準.....	32
1.2 環境保全計画.....	32
1.3 作業環境管理基準.....	32
1.4 作業環境管理計画.....	32
1.5 計測項目及び計測頻度	34
第 9 章 情報管理.....	37
第 1 節 各種業務の報告	37
1.1 運転管理の記録報告	37
1.2 点検・検査報告.....	37
1.3 補修・修繕報告.....	37
1.4 環境管理報告.....	37
1.5 作業環境管理報告.....	37
第 2 節 施設情報管理	37
2.1 施設情報管理.....	37
2.2 帳票類の管理及び記録の保存	38
2.3 その他管理記録の報告	38
2.4 各種調査票の作成協力	38
2.5 本件施設の運営状況に関する情報の公表	38
第 10 章 その他関連業務	39
1.1 見学者対応.....	39
1.2 住民対応への支援（協力）	39
1.3 清掃.....	39
1.4 除雪.....	39
1.5 受託者によるセルフモニタリング	39
1.6 地域振興.....	39

1.7 連絡調整会議の設置	39
第 11 章 委託期間終了時の取扱い	40
1.1 委託期間終了時の機能検査	40
1.2 委託期間終了後の運営方法の検討	40
第 12 章 組合の業務	41
第 1 節 本件業務において組合が実施する業務	41
1.1 運営モニタリング業務	41
1.2 処理対象物の搬入.....	41
1.3 見学者（行政視察）対応業務	41
1.4 住民対応業務.....	41
1.5 ダイオキシン類、周辺環境調査業務	41
第 2 節 運営モニタリングの実施	41
2.1 運営段階.....	41
2.2 委託期間終了時.....	42

第1章 用語の定義

No	用語	定義
1	委託契約	本件業務の実施に関して組合と見積提案者が締結する高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務契約書に基づく契約をいう。
2	委託期間	令和2年4月1日から令和12年3月31日までの期間をいう。
3	運営準備期間	受託者が本件施設の運営等の引き継ぎ等に要する準備期間であり、委託契約成立日から令和2年3月31日までの期間をいう。
4	構成市	組合を構成する市である、高岡市、氷見市、小矢部市を総称して又は個別にいう。
5	最終処分物	本件施設における処理に伴って発生する焼却灰、飛灰処理物、不燃性残渣を総称して又は個別にいう。
6	施工企業	本件施設の設計・建設を行った企業を総称して又は個別にいう。
7	受託者	本件業務の実施に関して組合と委託契約を締結した者をいう。
8	処理対象物	焼却施設において処理を行うものを総称していう。
9	焼却施設	焼却施設及び関連する設備を総称して又は個別にいう。
10	高岡広域エコ・クリーンセンター	高岡地区広域圏事務組合敷地内の焼却施設及び上下水道施設の総称をいう。
11	本件業務	高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務をいい、要求水準書に規定される、受入管理、運転管理、用役管理、維持管理（施設の点検、補修、修繕）、環境管理、情報管理、その他関連業務などのすべての業務を総称して又は個別にいう。
12	要求水準書	組合が本件業務の実施に際して見積提案者に交付する「高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務要求水準書」をいう。

第2章 総則

高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）が、高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務（以下「本件業務」という。）を実施する受託者に対して要求するサービス水準を示すものである。

要求水準書は、本件業務の基本的な内容について定めるものであり、本件業務の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については、要求水準書に明記されていない事項であっても、受託者の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

第1節 業務概要

本件業務は、高岡広域エコ・クリーンセンター（以下「本件施設」という。）の運営管理、補修及び修繕を含めた包括的な運営委託業務を委託期間にわたって実施するものである。

受託者は、本件施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、受託者の提案による創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的な運営管理等を行うものとする。

第2節 基本事項

（1）業務名称

高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務

（2）業務実施場所

氷見市上田子字笹谷内50番地

（3）業務内容

本件業務は、本件施設に関する受入管理、運転管理、用役管理、維持管理、環境管理、情報管理、資源物管理、その他関連業務である。業務の概要を表2-1に示す。

表 2-1 業務の概要

業務	項目	業務内容	組合	受託者
受入管理	・搬出入車両管理	・焼却施設に廃棄物を搬入する車両の管理を行う。		○
	・受付 ・計量	・収集車、直接搬入車、粗大ごみ処理施設からの焼却残渣運搬車等の受付及び計量等を行う。		○
	・車両誘導	・計量場所、搬入・搬出場所等への車両誘導を行う。		○
	・プラットホーム管理	・廃棄物搬入車両のプラットホーム内の誘導、ダンピングボックス、切断機の操作等を行う。		○
	・廃棄物の搬入管理	・廃棄物の搬入の管理を行う。		○
運転管理	・運転管理計画等の作成	・本件施設の運転管理計画書等を作成する。		○
	・運転管理	・焼却施設を運転管理する。		○
	・最終処分物の運搬	・焼却施設から発生する焼却灰、飛灰処理物、不燃性残渣を最終処分場へ運搬する。	○	
電力・余熱の取り扱い	・電力、蒸気の場合の場内供給	<p>・電力：発電機へ蒸気を供給し、発電を行う。年間発電量については、発電計画書を作成し、適正に管理する。</p> <p>・蒸気（高圧蒸気）：発電機への供給以外には、空気予熱器へ蒸気を供給する。なお、余剰蒸気は、蒸気復水器へ供給する。</p> <p>・蒸気（低圧蒸気）：場内給湯、ロードヒーティングに蒸気を供給する。</p>		○
用役管理	・用役調達管理計画等の作成	・本件施設で使用する燃料、薬剤等の用役調達管理計画書等を作成する。		○
	・用役管理	・本件施設で使用する燃料（灯油等）、薬剤等の調達、管理を行う。		○
維持管理	・維持管理計画等の作成	・本件施設の維持管理計画書等を作成する。		○
	・施設の点検・検査	・本件施設の点検・検査を行う（プラント設備等）。		○
	・施設の補修・修繕	・本件施設の補修・修繕を行う（プラント設備等）。		○
	・管理棟・見学通路の維持(建物管理)	・本件施設の維持管理を行う（建築設備等）。	○	
環境管理	・環境保全計画等の作成	・本件施設の環境保全計画書等を作成する。		○
	・環境保全	・環境保全計画に基づく対策を行う。		○
	・環境測定	・ダイオキシン類等、周辺環境調査を行う。	○	
		・ごみ質燃焼条件、飛灰処理物、熱しゃく減量の測定を行う。		○
・作業環境管理	・場内作業環境の管理を行う。		○	
情報管理	・情報管理計画等の作成	・本件施設の情報管理計画書等を作成する。		○
	・各種報告書作成及び管理	・運転記録等を整理した各種報告書の作成及び管理を行う。		○
	・施設情報等データ管理	・ごみの搬入・搬出データ、薬剤使用量データ等の管理を行う。		○
	・設計図書等の管理	・施設設計図書等の管理を行う。		○

業務	項目	業務内容	組合	受託者
その他関連業務	・その他関連業務計画等の作成	・その他関連業務計画等の作成を行う。		○
	・重機(保険含む)	・重機の支給及び維持管理(保全・保険・燃料)を行う。	※	
	・見学者対応(一般市民、小学生)	・受付・調整、現地対応は受託者が行う。		○
	・見学者対応(行政視察等)	・組合が行う。受託者は現地対応の際に協力する。	○	
	・近隣対応(住民対応)	・組合が行う。受託者は組合の要請に応じた支援(協力)を行う。	○	
	・清掃(管理棟・見学通路)	・本件施設の清掃を行う。		○
	・清掃(上記以外)			○
	・除雪(構内)	・敷地内の道路等の除雪を行う。		○
	・除雪(搬入道路)	・搬入道路等の除雪を行う。	○	
	・セルフモニタリング	・委託業務の状況が要求水準書及び委託契約書等に定める要件を満たしていることを確認するためにセルフモニタリングを行う。		○
保険	・火災保険	・施設の火災保険を負担	○	
	・包括保険	・施設の操業や損害に伴う保険の負担		○

※受託者は、組合が所有する車両・重機については無償で借用できるものとするが、燃料費については受託者が負担するものとする。なお、維持管理費(重量税、自賠責保険料、任意保険料、検査・点検・整備費用・廃車手数料を含む。)についても受託者が負担するものとする。なお、組合は貸与した車両・重機の更新は行わないため、車両等の更新が必要となった場合は、受託者が代替車両等を用意するものとする。

(4) 対象施設

本件業務における対象施設の概要は表 2-2 のとおりである。

表 2-2 対象施設の概要

項目	概要
施設名称	高岡広域エコ・クリーンセンター
所在地	氷見市上田子字笹谷内 50 番地
処理対象市町村名	高岡市・氷見市・小矢部市
敷地面積	89,045 m ²
建物面積	4,405 m ²
建設期間	着工：平成 24 年 1 月 28 日 竣工：平成 26 年 9 月 30 日
供用開始	平成 26 年 10 月（焼却施設）
建築構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造（地下 1 階・地上 5 階）
焼却施設	焼却施設 焼却方式：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式） 施設規模：255t/日（85t/24時間×3炉） 処理対象物：一般可燃ごみ、助燃剤 ごみ計量機：秤量 30t×2 基 ごみピット：容量 5,700 m ³ 助燃装置：ロータリーバーナー 3 基（灯油）、再燃装置 3 基（灯油） 燃焼ガス冷却：廃熱ボイラ式 排ガス処理：ろ過式集じん器（乾式バグフィルター） 通風設備：平衡通風方式 煙突：高さ 59m、頂上口径 φ0.7m×3 筒 灰ピット：容量 157 m ³ 排水処理：ごみ汚水はごみピットへ返送、プラント排水は再利用 余熱利用：発電設備 4,600 kW

(5) 委託期間等

本件業務の契約が有効となる期間は運営準備期間及び委託期間からなり、それぞれの期間は、表 2-3 のとおりである。

表 2-3 運営準備期間及び委託期間

項目	期間
運営準備期間	委託契約成立日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
委託期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

業務範囲

本件業務の範囲の概要は、図 2-1 のとおりである。

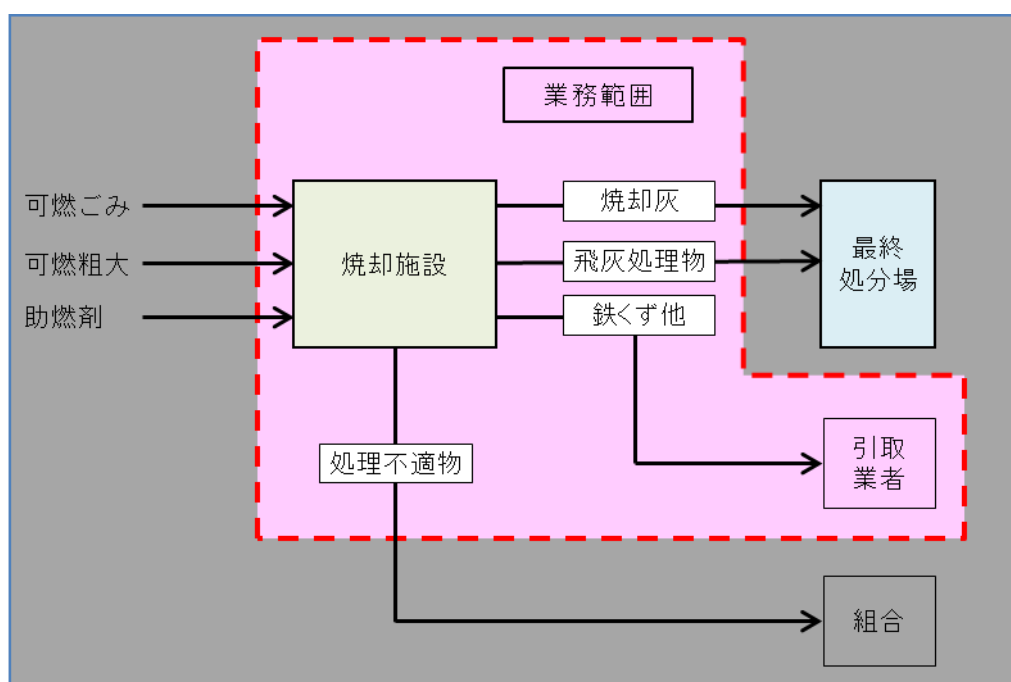


図 2-1 本件業務の範囲の概要

(6) 処理対象物と処理方法

本件業務における処理対象物は、構成市から搬入される一般廃棄物である。処理方法、回収される資源物は、表 2-4 のとおりである。

表 2-4 処理方法、回収される資源物

種類	処理方法	回収資源
可燃ごみ	焼却後、焼却残渣（焼却灰、飛灰処理物）を埋立処分。	—
処理不適用物	処理不適用物は、受入を行わない。ただし、混入していた場合には、搬入者に返却する。	—
新ごみ	組合及び受託者協議のうえ、処理方法を定	—

第3節 業務要件

3.1 一般事項

受託者は、本件業務を実施するにあたり、本件施設が組合の構成市が行う循環型社会の形成を推進する一施設であること、また、住民の理解を得た上で運営されていることを十分自覚した上で以下の業務要件を遵守し、適正な運営管理等に努めること。

(1) 廃棄物の適正処理・処分

受託者は、本件施設の基本性能を発揮させ、搬入される廃棄物を常に滞ることなく適正に処理・処分すること。

(2) 適正な運営管理

受託者は、本件施設を安定的かつ適正に稼働させ、住民に安心・安全を与えられる運営管理に努めること。

(3) 環境の保全

受託者は、廃棄物を処理するにあたり、地球環境、地域環境などに対する環境負荷の低減と保全に十分配慮すること。

- ① 公害防止への配慮
- ② リサイクルの積極的な推進
- ③ 省エネルギー対策の実践

(4) 安全性の確保

受託者は、常に安全性を確保し、災害の発生時においても迅速な対応が行えるように運営管理を行うこと。

- ① 本件施設における安全性の確保
- ② 二次災害の発生防止
- ③ 災害による大量排出ごみに対する適正処理への協力

(5) 経済性への配慮

受託者は、本件施設の運営管理を効率的かつ効果的に行えるよう配慮すること。

- ① 長期的視野に立った運営管理計画の確立
- ② 運営管理体制の効率的な運用

(6) 適切な業務計画の立案

受託者は、本件業務が10年にわたる長期契約であることに十分配慮し、安定した業務の継続が図られるよう適切な業務計画を立案すること。

- ① 長期にわたり安定した事業収支計画の作成・実施
- ② 適切なリスク管理計画の作成・実施

③ 安定した業務継続のための信用補完手段の確保

3.2 関係法令等の遵守

受託者は、委託期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」その他の関係法令等を遵守すること。主な関係法令は表 2-5 のとおりである。

表 2-5 主な関係法令

法令等	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	地方自治法
都市計画法	ごみ処理施設性能指針
建築基準法	廃棄物最終処分場性能指針
建設業法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
消防法	特定化学物質等障害予防規則
道路法	有機溶剤中毒予防規則
道路交通法	酸素欠乏症等防止規則
下水道法	電気設備に関する技術基準
水道法	発電用火力設備に関する技術基準
環境基本法	クレーン等安全規則
ダイオキシン類対策特別措置法	クレーン構造規格
大気汚染防止法	クレーン過負荷防止装置構造規格
水質汚濁防止法	電気機械器具防爆構想規格
騒音規制法	溶接技術検定基準（JISZ3801）
振動規制法	圧力容器構造規格
悪臭防止法	日本工業規格（JIS）
労働基準法	日本農林規格（JAS）
労働安全衛生法	電気規格調査会標準規格（JEC）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	日本電気工業会標準規格（JEM）
航空法	電線技術委員会標準規格（JCS）
電波法	日本油圧工業会規格（JOHS）
有線電気通信法	内線規程
電気事業法	電気供給規程
電気工事士法	ゴンドラ安全規則
電気用品安全法	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
計量法	その他関係法令、規格、規程、通達及び技術指針等
事務所衛生基準規則	
危険物の規制に関する規則・政令	
毒物及び劇物取締法	

3.3 要求水準書等の遵守

受託者は、委託期間中、要求水準書、委託契約書、提案書に記載される要件を遵守すること。

3.4 組合及び官公庁等の指導等

受託者は、委託期間中、組合及び関係官公庁等の指導等に従うこと。

3.5 生活環境影響調査書等の遵守

受託者は、委託期間中、高岡地区広域圏ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書及び一般廃棄物処理施設設置届出書等に示される内容を遵守すること。

3.6 官公庁等への申請等

受託者は、組合が行う本件施設の運営管理等に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類、資料等を作成・提出すること。なお、運営管理等に係る申請等に関しては、受託者の責任と負担により行うこと。

3.7 組合及び官公庁等への報告

受託者は、本件施設の運営管理等に関して、組合及び官公庁等が要求する報告、記録、資料提供等に速やかに対応すること。なお、関係官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、組合の指示に従うこと。

3.8 組合等による検査等

受託者は、組合が受託者の運転や設備の点検等を含む運営管理等全般に対する立ち入り検査を行う時は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

3.9 関連行事等への協力

本件業務実施箇所及び周辺で組合及び関係団体が行う行事等に対し、組合の要請に基づき協力すること。

3.10 保険への加入

受託者は委託期間中、必要と考えられる保険に加入すること。保険金額等については、受託者の裁量に委ねるものとするが、加入する保険の種別等については、組合と協議の上決定すること。

3.11 許認可等の取得

受託者は、運営準備期間に本件業務を実施するにあたり必要とされる許認可等を取得すること。

3.12 基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、本件施設がその設備によって備え持つ施設としての機能であり、「実施設計図書」及び「引渡性能試験報告書」のほか「配付又は閲覧に供する参考資料で示される本件施設の関連図書」等において保証される内容である。

受託者は、適切な運営管理等により本件施設の基本性能を発揮すること。

3.13 性能保証事項

本件業務における本件施設の性能保証事項は、以下のとおりである。

(1) 焼却室出口濃度

900℃以上（日平均）

(2) 上記燃焼温度でのガス滞留時間

2秒以上

(3) 自燃焼却限界

7,000kJ/kg 以上

(4) 煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度

30ppm 以下 (O₂ 12%換算値の4時間平均値)

(5) 安定燃焼

100ppm を超える CO 濃度瞬時値のピークを極力発生させないこと。

(6) 焼却残渣の熱しゃく減量

3%以下

3.14 公害防止基準

本件業務における本件施設の公害防止基準は、表 2-6～表 2-10 のとおりである。

(1) 排ガス基準

表 2-6 排ガス基準(保証値)

項目	基準
硫黄酸化物	25ppm 以下 (O ₂ 12%換算値、1時間平均値)
ばいじん量	0.008g/m ³ N 以下 (O ₂ 12%換算値、1時間平均値)
窒素酸化物	50ppm 以下 (O ₂ 12%換算値、1時間平均値)
塩化水素	25ppm 以下 (O ₂ 12%換算値、1時間平均値)
ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³ N 以下 (O ₂ 12%換算)
水銀	50 μg/m ³ N 以下 (ガス状水銀+粒子状水銀) (乾きガス、O ₂ 12%換算値)

(2) 飛灰処理物の溶出基準

飛灰処理物に係る溶出基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」(総令第5号、昭和48年2月17日)を満たすこと。

表 2-7 飛灰処理物の溶出基準

項目	溶出基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005 mg/l以下
カドミウムまたはその化合物	0.09 mg/l以下
鉛またはその化合物	0.3 mg/l以下
六価クロムまたはその化合物	1.5 mg/l以下
砒素またはその化合物	0.3 mg/l以下
セレンまたはその化合物	0.3 mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/l以下

(3) 焼却残渣(焼却灰及び飛灰処理物)におけるダイオキシン類含有量

3ng-TEQ/g 以下

(4) 騒音基準

本件施設から発生する騒音については、敷地境界線(地上1.5m)において表2-8の基準値以下とすること。

表 2-8 騒音基準

昼間 午前8時～午後7時	朝夕 朝：午前6時～午前8時 夕：午後7時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
60 デシベル 以下	55 デシベル 以下	50 デシベル 以下

(5) 振動基準

本件施設から発生する振動については、敷地境界線において表2-9の基準値以下とすること。

表 2-9 振動基準

昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌午前8時
60 デシベル 以下	55 デシベル 以下

(6) 悪臭基準

本件施設から発生する悪臭については、敷地境界線において、表 2-10 悪臭基準の基準値以下とすること。

表 2-10 悪臭基準

項目	基準
アンモニア	0.6 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.0007 ppm 以下
硫化水素	0.0006 ppm 以下
硫化メチル	0.002 ppm 以下
二硫化メチル	0.003 ppm 以下
トリメチルアミン	0.001 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.01 ppm 以下
スチレン	0.2 ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.02 ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.003 ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.008 ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.004 ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.001 ppm 以下
イソブタノール	0.2 ppm 以下
酢酸エチル	1.0 ppm 以下
メチルイソブチルケトン	0.7 ppm 以下
トルエン	5.0 ppm 以下
キシレン	0.5 ppm 以下
プロピオン酸	0.01 ppm 以下
ノルマル酪酸	0.0004 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0005 ppm 以下
イソ吉草酸	0.0004 ppm 以下

3.15 敷地周辺設備、用役条件

敷地周辺設備及び用役条件は、以下を基本とする。

焼却施設

1) 電気

高圧 6.6 kV 1回線

2) 用水

プラント用水、上水+再利用水

(上水の給水量制限 生活用水と合わせて 210 m³/日以下)

生活用水 上水

3) 排水

公共下水道 (生活排水を中心に 50 m³/日以下)

4) 通信

光ファイバー

5) 燃料

プロパンガス、灯油

6) 電話

受託者用回線は、必要に応じて受託者が電話会社と新規契約する。

7) 薬剤

排ガス処理、排水処理等に適正な薬剤を使用する。

8) 油脂類

各設備、機器類等に適正な油脂を使用する。

3.16 車両条件

本敷地内を走行する車両は、以下を基本とする。

焼却施設

1) 搬入車両

- | | |
|---------|--------------------------|
| ① ゴミ収集車 | 2t、4t、8tのバッカー車、10t平ボディ一車 |
| ② 直接搬入車 | 4tダンプ車、10t深ボディダンプ車 |
| ③ 一般持込車 | 乗用車等 |
| ④ 助燃剤 | 4t車等 |

2) 搬出車両

- ① 焼却灰、飛灰処理物等運搬車4t、10tのダンプ車

3) 薬品類等搬入車 10t車等

3.17 車両・重機等

受託者は、組合が所有する車両・重機については無償で借用できるものとするが、燃料費については受託者が負担するものとする。なお、維持管理費(重量税、自賠責保険料、任意保険料、検査・点検・整備費用・廃車手数料を含む。)についても受託者が負担するものとする。なお、組合は貸与した車両・重機の更新は行わないため、車両等の更新が必要となった場合は、受託者が代替車両等を用意するものとする。

3.18 災害発生時等の廃棄物の処理

災害その他不測の事態により、要求水準書に示す年間処理量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を組合が実施しようとする場合、受託者は、組合に協力すること。

3.19 委託期間終了時の取扱い

受託者は、委託期間終了時点における本件施設の状態がその後の 2 年間の使用に支障がない状態に保たれていることを前提に本件業務を実施するものとし、委託期間終了までに適切な補修、修繕等を行うこと。引渡し条件等の詳細は、第 11 章に示す。

3.20 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本件業務における基本的内容について定めたものであり、これを上回って本件業務を実施することを妨げるものではない。また、要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設の運営管理等のために受託者が必要と判断し、提案した事項については、組合と協議のうえ全て受託者の責任において実施すること。

(2) 図表の取り扱い

要求水準書の図表で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。受託者は「(参考)」と記載されているもの以外についても、本件施設の運営管理等のために必要と判断し、提案した事項については、組合と協議のうえ全て受託者の責任において実施すること。

3.21 契約金額の変更

提案書の提出後に、「3.20 要求水準書記載事項」により業務内容の変更があった場合は、契約金額につき協議を行うことができる。

第3章 運営・維持管理体制

第1節 運営・維持管理条件

本件業務の運営・維持管理は、以下に基づいて行うものとする。

- (1) 要求水準書
- (2) 委託契約書
- (3) 各種質問回答書
- (4) 受託者が提案した書類
- (5) その他組合の指示するもの

第2節 組織計画の作成及び人員の配置

受託者は、本件業務に係る実施体制について、以下により適切な組織構成による全体及び施設別の組織計画を作成し報告すること。

- (1) 運営準備期間に係る運転教育を受ける人員については、予め受託者が確保すること。
- (2) 受託者は、本件施設の運営管理等を適正に行うための人員確保、配置を行うこと。
- (3) 受託者は、本件業務を行うにあたり以下の有資格者を配置すること。
 - ① 同種同規模の運転又は維持管理の経験を有する技術者を本件業務の総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として業務開始後に配置できること。
 - ② 委託期間中は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める技術管理者の資格を有し、財団法人日本環境衛生センターが認定するごみ処理施設技術管理者の資格を有する者であって、全連続燃焼式焼却施設（ストーカ式）の業務経験を有する技術者を配置できること。

(4) 受託者は、本件業務を行うにあたり必要な有資格者を配置すること。表 3-1 に主な資格を示すが、このほかに必要な資格がある場合は、その有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の兼任は可能とする。

表 3-1 主な資格

資格の種類	備考
廃棄物処理施設技術管理者	ごみ処理施設
クレーン・デリック運転手	吊上荷重 5t 以上、各班 2 名以上
ボイラー技士	2 級以上、各班 2 名以上
危険物取扱主任者	乙種第 4 類、各班 1 名以上
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者	各班 1 名以上
特定化学物質等作業主任者技能講習修了者	各班 1 名以上
車両系建設機械運転技能講習修了者	4 名以上
ダイオキシン特別教育修了者	全運転業務従事者が廃棄物の焼却施設に関する業務に関わる特別教育を終了のこと
低圧電気取扱業務特別教育修了者	各班 2 名以上
電気工事士	
電気主任技術者	第 3 種
ボイラー・タービン主任技術者	第 2 種

第 3 節 業務計画書等の作成、提出、報告

3.1 運営準備期間計画書の作成

受託者は、契約成立後、速やかに運営準備期間計画書を作成し、組合の承諾を得ること。運営準備期間計画書には、運営準備期間中の体制、計画工程表、運転教育計画、各作業計画、安全管理、環境対策、緊急連絡体制表等を記載すること。

なお、本計画書作成にあたっては、組合との調整を十分行うこと。

3.2 業務計画書の作成

受託者は、委託期間開始までに、要求水準書及び提案書に基づき、業務の概要、運営実施体制、施設の運営管理等に係る各業務計画書を作成し、組合の承諾を得ること。業務計画書は、毎年度更新し、組合に提出すること。またこれ以外にも、施設の運営管理等を行う中で必要な見直しを行うこと。なお、業務計画書の変更を行う場合は、組合の承諾を得ること。

3.3 業務報告書の提出

受託者は、本件業務における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、組合に提出する。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、組合との協議により定めるものとする。

受託者は、上述の業務報告書を受託者の事業所内に委託期間にわたって保管しなければならない。

受託者は、組合の要請があるときは、それらの業務報告書を組合の閲覧又は謄写に供しなければならない。

表 3-2 業務計画書に含むべき内容（参考）

業務名	内容
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の概要 ・運営実施体制
受入管理	<ul style="list-style-type: none"> ・受入管理体制表 ・受入管理計画
運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制表 ・月間運転計画、年間運転計画 ・運転管理マニュアル ・運転管理記録様式 ・日報、月報、年報様式
用役管理	<ul style="list-style-type: none"> ・用役調達管理計画（用役の種類、調達量、管理方法等を記載）
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制表 ・調達計画 ・点検・検査計画 ・補修・修繕計画
環境管理	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境基準 ・作業環境管理計画
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理計画 ・各種報告書様式 ・各種報告書提出要領
その他関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃要領・体制 ・除雪要領・体制 ・防火管理要領・体制 ・緊急対応マニュアル ・自主防災組織体制表 ・防災訓練実施要領書 ・事故報告書様式 ・施設警備防犯要領・体制 ・安全衛生管理体制 ・安全作業マニュアル ・その他

第4節 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備

- (1) 受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本件業務に必要な管理者、組織等を整備すること。
- (2) 受託者は、整備した安全衛生管理体制について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とすること。

第5節 防災管理体制の整備

- (1) 受託者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本件施設の防災上必要な組織等を整備し、管理者を配置すること。
- (2) 受託者は、整備した防災管理体制について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とすること。
- (3) 受託者は、日常点検、定期点検整備等の実施において、防災管理上、必要がある場合は、組合と協議の上、本件施設の改善を行うこと。
- (4) 受託者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (5) 受託者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、受託者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時見直しを行うこと。
- (6) 受託者は、地震や大雨・台風等の警報発令時、火災、事故、従業員の労働災害が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備すると共に、警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。
- (7) 受託者は、整備した自主防災組織について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (8) 受託者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、法令に基づき防災訓練等を行うこと。また、訓練の実施については、事前に組合に連絡し、訓練等の結果は、組合へ報告書として提出すること。
- (9) 受託者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、発生状況、運転記録等を直ちに組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。
- (10) 組合は、構成市等との各種協定に基づき地震や大雨・台風等の警報発令時、火災、事故、従業員の労働災害などが発生した場合の相互支援を実施することがある。受託者は、この場合の対応について組合に協力すること。

第6節 連絡体制の整備

受託者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備し、組合の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第7節 施設保安体制の整備

- (1) 受託者は、本件施設の保安体制を整備し、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (2) 受託者は、本件施設の機械警備を行うこと。
- (3) 受託者は、休日等、組合から要請があった場合には、本件施設への来訪者の対応を行うこと。
- (4) 受託者は門扉及び玄関の施錠、開錠を行うものとし、施錠は午後7時、開錠は午前7時に行うこと。

第8節 従業員教育

受託者が雇用する従業員については、施設の運転操作、維持管理等の作業を習得できるよう、必要な教育を実施すること。

第4章 受入管理

第1節 計量設備における受入管理

1.1 受入管理

- (1) 受託者は、計量設備において、施設へ廃棄物を搬入・搬出する車両を確認・計量し、その記録等の管理を行うこと。
- (2) 受託者は、直接搬入ごみを搬入しようとする者に対して、直接搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、組合が定める基準を満たしていることを確認すること。確認の結果、直接搬入ごみが基準を満たしていない場合は、これを受け入れてはならない。また、その旨を速やかに組合に報告すること。
- (3) 受託者は、計量設備において、計量が必要となる廃棄物、薬剤等副資材等を搬入・搬出する車両の計量を行い、その記録を管理すること。
- (4) 受託者は、直接搬入ごみの搬入車両に対し、ごみの降ろし場所について、案内・指示すること。
- (5) 受託者は、計量システムの管理（カードマスター、業者マスター等の管理、計量カードの管理（貸与、回収、修正、使用停止等）、日報、月報、年報等各帳票の作成）を行うこと。

1.2 車両誘導・指示

受託者は、計量完了後、ごみの搬入車両に対し、ごみの降ろし場所について、車両誘導・指示すること。

1.3 受付時間

- (1) 受付は、原則として、日曜日、祝日及び1月1日～2日を除く日、その他組合が別途指定する日（現状25日程度）の8時30分から16時30分とし、土曜日は8時30分から12時とする。
- (2) 上記（1）の受付時間外についても、組合が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。

第2節 施設内における受入管理

2.1 焼却処理対象物の受入管理

- (1) 受託者は、施設内に廃棄物が安全に搬入されるように、誘導員を配置し、プラットフォーム及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行うこと。
- (2) 受託者は、焼却施設に搬入される廃棄物について、処理不適物の混入防止に努めること。
- (3) 受託者は、搬入ごみに含まれる焼却処理不適物の検査を実施し、その混入を防止すること。特に直接搬入者が搬入する廃棄物に対しては、十分な確認を行うこと。
- (4) 受託者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示を行うこと。なお、搬入者とトラブルが生じないように十分に配慮の上、受入管理を実施すること。
- (5) 受託者は、組合が廃棄物収集運搬許可業者に対して行うプラットフォーム内での搬入検査に対して協力すること。

第5章 運転管理

第1節 本件施設に係る運転管理（共通事項）

1.1 本件施設の運転管理

受託者は、本件施設の各設備を適正に運転し、搬入される廃棄物を関係法令、公害防止基準等を遵守し、受託者の責任と費用負担により適正に処理処分すると共に、経済性にも配慮した運転に努めること。

1.2 運転条件

(1) 性能保証事項

第2章 第3節 3.13 参照

(2) 公害防止基準

第2章 第3節 3.14 参照

(3) 敷地周辺設備、用役条件

第2章 第3節 3.15 参照

(4) 施設動線

- ① 場内の動線については、別途組合の指示する動線を遵守すること。
- ② 緊急時の動線については、組合と協議すること。

1.3 適正運転

受託者は、本件施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

1.4 運転管理計画の作成

- (1) 受託者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転管理計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、年間運転管理計画に基づき、月間運転管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (3) 受託者は、作成した年間運転管理計画及び月間運転管理計画に変更が生じる場合、組合と協議の上、変更すること。

1.5 運転管理マニュアルの作成

- (1) 受託者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての自主管理値を設定すると共に、操作手順、方法について取扱説明書等に基づき運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- (2) 受託者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善すること。
- (3) 運転管理マニュアルは、従業員の安全面に十分配慮した上で作成すること。

第2節 焼却施設に係る運転管理

2.1 運転条件

受託者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適正に運転管理すること。

(1) 処理対象物と年度別計画搬入量及び処理量

年度別計画搬入量及び処理量は表 5-1 のとおり想定する。

表 5-1 焼却施設における処理対象物と年度別計画搬入量及び処理量

年度\処理対象物	搬入量 (t/年)			処理量 (t/年)
	一般可燃ごみ	助燃剤	合計	
令和2年度	66,529	530	67,059	65,919
令和3年度	66,200	530	66,730	65,596
令和4年度	65,874	530	66,404	65,275
令和5年度	65,549	530	66,079	64,956
令和6年度	65,226	530	65,756	64,638
令和7年度	64,904	530	65,434	64,321
令和8年度	64,584	530	65,114	64,007
令和9年度	64,265	530	64,795	63,693
令和10年度	63,948	530	64,478	63,382
令和11年度	63,632	530	64,162	63,072

(2) 計画ごみ質

計画ごみ質は表 5-2 のとおりとする。

表 5-2 計画ごみ質

	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)	61.3	47.3	36.1
可燃分 (%)	35.5	47.5	57.5
灰分 (%)	3.2	5.2	6.4
低位発熱量 (kcal/kg)	1,409	2,170	2,819
〃 (kJ/kg)	5,900	9,100	11,800
単位容積重量 (t/m ³)	0.25	0.22	0.20

※1cal を4.186J として換算

【可燃分中の元素分析 (基準ごみ)】

元素名	C	H	O	N	S	Cl
重量 (%)	56.8	8.7	33.3	1.0	0.0	0.3

(3) 計画残渣発生率(焼却灰、飛灰処理物を含む)

処理残渣は、運転実績 (搬出実績) に掲げる数値とすること。

2.2 搬入物の性状分析

受託者は、焼却施設に搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行うこと。測定内容は、三成分、種類組成、元素組成、単位容積重量、低位発熱量等とすること。

2.3 適正処理

- (1) 受託者は、搬入されたごみを、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、適正に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。
- (2) 受託者は、焼却施設より排出される焼却灰、飛灰処理物等が関係法令、公害防止基準を満たすように適正に処理すること。

2.4 最終処分物の運搬

- (1) 受託者は、焼却施設より排出される焼却灰、飛灰処理物が関係法令、公害防止基準を満たすことを定期的に確認する。
- (2) 焼却施設から最終処分場への運搬は構成市が行うが、構成市への連絡・調整は受託者が行うこと。
- (3) 受託者は、最終処分場へ運搬する残渣は、すべて計量設備において、その重量を計量し記録として集計する。

2.5 搬出物の性状分析

受託者は、焼却施設より搬出する焼却灰、飛灰処理物等の量及び性状について分析・管理を行う。

2.6 余熱利用

受託者は、処理に伴って発生する余熱により発電を行い、施設の所内で利用するとともに売電を行うこと。

なお、蒸気、電力等による余熱利用の優先順位としては、場内での利用を優先し、余剰電力が発生する場合については、売電を行うことを基本とする。

2.7 電力の取り扱い

- (1) 受託者は、運営期間を通じ、安定した電力の供給を行うため電気事業者と本施設の買電に係る契約を締結する。
- (2) 売電契約は受託者が行い、余剰電力の売電収入は原則組合に属するが、発電状況に応じ、当該収入の一部をインセンティブフィーとして受託者に支払うものとする。なお、受託者から組合に支払われる売電収入の額は受託者の提案（売電支払目標額）により定めるものとし、組合の売電実績を表 5-3 に示す。

表 5-3 発電電力量実績（平成 26～30 年度）

項目 年度	kwh			%
	発電電力量	所内消費電力量	売電電力量	バイオマス比率
平成26年度	12,668,950	5,248,342	7,420,608	54.097
平成27年度	26,608,470	10,637,940	15,970,530	57.664
平成28年度	25,394,880	10,097,118	15,297,762	65.669
平成29年度	25,417,270	10,077,574	15,339,696	59.689
平成30年度	26,272,490	10,456,360	15,816,130	61.723
合計	116,362,060	46,517,334	69,844,726	-
平均	25,923,278	10,317,248	15,606,030	61.186

※平均の数値は、平成 27 年度から 30 年度の平均値

- (3) 売電収入におけるボーナスとペナルティの取り決め、精算方法、免責事項等を提案書に明記・明示すること。

2.8 鉄くず等

受託者は焼却処理により発生する鉄くず等を処理すること。

第3節 各種基準値の設定及び基準値に到達又は超過した場合の対応

3.1 焼却施設に係る停止基準、要監視基準、運転基準の設定

受託者は、本要求水準書の基準を満たした焼却施設の運転を行うが、公害防止基準等に適合しているか否かの判断基準として、停止基準、要監視基準、運転基準を設定すること。

(1) 対象項目

停止基準、要監視基準及び運転基準の対象項目は、「第2章 第3節 3.14 公害防止基準 (1)」に示す排ガス基準とする。

(2) 停止基準値、要監視基準値及び運転基準値

本件施設の停止基準値は「第8章 1.1 環境保全基準」にて設定する環境保全基準とし、要監視基準値は「第2章 第3節 3.14 公害防止基準 (1)」に示す数値とする。運転基準値は提案書による。なお、運転基準値については、その超過などが発生した場合でも、是正勧告、委託料の減額の対象としない。表 5-4 に排ガスに係る要監視基準及び停止基準を示す。

表 5-4 排ガスに係る停止基準、要監視基準、運転基準の設定

物質		運転基準 ^{※1}	要監視基準 ^{※2}		停止基準 ^{※3}	
		基準値	基準値	判定方法	基準値	判定方法
ばいじん ^{※4}	g/m ³ N		0.008	1時間平均値が基準値に到達又は超過した場合、本件施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。	0.08	1時間平均値が基準値に到達又は超過した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
硫黄酸化物 ^{※4}	ppm		25		500	
塩化水素 ^{※4}	ppm		25		430	
窒素酸化物 ^{※4}	ppm		50		250	
一酸化炭素 ^{※4}	ppm		30	4時間平均値が基準値に到達又は超過した場合、本件施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。	—	—
			100	瞬時値のピークが基準値に到達又は超過した場合、本件施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。	—	—
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N		0.05	定期バッチ計測データが基準値に到達又は超過した場合、本件施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。	1	定期バッチ計測データが基準値に到達又は超過した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
水銀	μg/m ³ N		50	定期バッチ計測データが基準値に到達又は超過した場合、本件施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。	—	—

※1 運転基準 : 焼却施設の運転にかかる受託者の自主管理基準とする。

※2 要監視基準 : 超過した場合、本件施設の監視を強化し改善策の検討を開始する基準とする。

※3 停止基準 : 超過した場合、速やかに本件施設の運転を停止する基準とする。

※4 連続測定機器により常時計測を行う項目

※受託者は、表中の空欄部分の基準値を設定すること。

3.2 焼却施設に係る要監視基準値に到達又は超過した場合の復旧作業

焼却施設に係る要監視基準値に到達又は超過した場合は、次に示す手順で復旧を行うこと。

- (1) 再度計測を行い、要監視基準値に到達又は超過しているかを確認する。
- (2) 再計測の結果、基準値に到達又は超過している場合は、その原因を究明し、組合に報告の上、対策を施す。
- (3) 対策実施後は、継続して計測を行いながら復旧させる。

3.3 焼却施設に係る停止基準値に到達又は超過した場合の復旧作業

焼却施設に係る停止基準値に到達又は超過した場合は、次に示す手順で復旧を行うこと。

- (1) 対象となる施設を即時停止する。
- (2) 基準値に到達又は超過した原因を調査する。
- (3) 復旧（補修）計画書（復旧期間の廃棄物処理を含む）を作成し、組合の承諾を得る。
- (4) 施設の改善作業を行う。
- (5) 改善作業の終了を報告し、組合による検査を受検する。
- (6) 試運転を行い、その報告書を作成し組合の承諾を得る。
- (7) 継続して計測を行いながら復旧する。

第6章 用役管理

1.1 用役調達管理計画書の作成

受託者は、委託期間開始までに、必要な用役の種類、調達量、調達方法及び管理方法等を記載した用役調達管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

1.2 用役の調達及び管理

受託者は、委託期間中、用役調達管理計画書に基づき必要な燃料、薬品、油脂等を調達すること。調達した燃料、薬品、油脂等は常に安全に保管し、必要の際に支障なく使用できるように適切に管理すること。

また、電気、上水、電話の調達については、表 6-1 のとおりとする。

表 6-1 電気、上水、電話等の調達

項目	調達等
電気	受託者が電気供給事業者と各種契約を行い、本件施設に必要な電力を調達する。
上水	受託者が契約し、使用料を負担する。
電話	組合・受託者双方が電気通信事業者と契約し、使用料を負担する。
燃料	受託者が契約し、使用料を負担する。

第7章 維持管理

第1節 本件施設に係る維持管理

1.1 本件施設の維持管理

受託者は、以下に示す要件及び関係法令等を遵守し、維持管理計画書等に基づき、受託者の責任と費用負担により適切な施設・設備の維持管理業務を行うこと。

1.2 維持管理計画書の作成

受託者は、委託期間開始までに、本章の各項目に示す各種維持管理業務内容について、その具体的方法等を記載した維持管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

1.3 施設の機能維持

受託者は、本件施設の基本性能を委託期間に渡り維持すること。

1.4 機器台帳の作成・管理

- (1) 受託者は、本件施設の設備、機器に係わる機器台帳を作成し、管理すること。
- (2) 点検、検査、補修、修繕の結果に基づき、機器台帳を改訂し、改訂した機器台帳を組合に提出すること。
- (3) 機器台帳の管理を行うことにより、各機器の補修・修繕計画の参考資料とすること。

1.5 施設の点検・管理

受託者は、本件施設の管理として点検作業等を行うこと。点検により損傷、異常を発見した場合には速やかに補修を行うこと。なお、点検項目（参考）は表 7-1 のとおりである。

表 7-1 点検項目（参考）

No	項目	点検内容	作業内容	備考
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。	点検・補修・清掃作業	
		必要な箇所の除雪を行い、安全を確保する。	点検・除雪作業	構内
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検（週例、月例、3ヶ月点検）を行い、設備の故障を未然に防止する。	巡回点検 日常保全のチェックと指導を併せて実施	

1.6 点検・検査計画

受託者は、点検及び検査を、施設の運営に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。

点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、委託期間を通じたもの）を作成すること。なお、法定点検項目は表 7-2 のとおりである。

表 7-2 法定点検及び測定項目

No	項目	法令・通知等	期間
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	3年毎
2	計量機	計量法 定期検査	2年毎
3	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	1年毎 1月毎 2年毎
4	ボイラー	電気事業法 定期検査	2年毎
5	タービン	電気事業法 定期検査	4年毎
6	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	組合保安規程
7	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	定期
8	ダイオキシン類濃度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	・排ガス 1 検体×3 炉 半年毎 ・焼却灰 1 検体×3 炉 1 年毎 ・飛灰 1 検体×3 炉 1 年毎
9	ごみ質	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	年 4 回以上
10	焼却室出口温度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	常時
11	ばい煙 硫黄酸化物 ばいじん 塩化水素 窒素酸化物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則 大気汚染防止法	年 2 回以上
12	酸素濃度計、 ガス検知計等 の校正及び定期 点検重機等	計量法 定期検査	2年毎
13	その他必要な 項目	関係法令	関係法令の規程による

1.7 点検・検査の実施

- (1) 点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- (2) 日常点検で異常を発見した場合や故障が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。
- (3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管すること。

(4) 委託年度毎に点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。

1.8 補修・修繕に関する考え方

(1) 補修・修繕は、事故防止を図り本件施設の性能を確保した上で、設備等の延命化により委託期間終了後も適正に本件施設が運営できるようにすることを目的とすること。

(2) 受託者は、委託期間満了の3年前に委託期間終了後の補修・修繕計画書を作成すること。なお、本計画書作成にあたっては組合と協議すること。

(3) 想定外の経年変化、原因不明による劣化、停止によって生じる改修、補修・修繕工事については、組合と協議の上、その対応を決定すること。

(4) 生産性の向上、環境負荷低減に寄与する改良保全工事については、組合と協議の上うえ決定すること。

1.9 補修・修繕計画の作成

(1) 受託者は、委託期間を通じた補修・修繕計画を作成し、組合に提出すること。

(2) 委託期間を通じた補修・修繕計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、組合に提出すること。更新した補修・修繕計画について、組合の承諾を得ること。

(3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修・修繕計画を作成し、組合に提出すること。作成した各年度の補修・修繕計画は組合の承諾を得ること。

(4) 受託者が計画すべき補修・修繕の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整であること。

1.10 補修・修繕の実施

(1) 受託者は、補修・修繕計画に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修・修繕を行うこと。

(2) 補修・修繕工事着工前に、補修・修繕工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。

(3) 各設備・機器の補修に係る記録は、機器台帳等で適切に管理し、法令等に定められた年数又は、組合との協議による年数保管すること。

(4) 受託者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである。なお、補修・修繕の概要（参考）を表7-3に示す。

- ① 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整、設備の設置
- ② 設備・機器等が故障した場合の修理、調整、設備の設置
- ③ 再発防止のための修理、調整、設備の設置

表 7-3 補修・修繕の概要（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）
補修・修繕	予防保全	定期点検・検査及び部分取替	定期的に点検・検査を実施し、必要に応じて部分取替を行い、突発的な故障を未然に防止する（ここで、部分取替とは原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）。 ・定期点検・検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査等
		更正修理	設備の性能低下を回復させる（原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。）。 設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	日常点検を実施し、機器等の故障を予防、また、不具合箇所を修理する。 日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。 突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮した上で、予知できる故障は発生後に早急に復元する。 故障の修理、調整

1.11 建築物等の維持管理

- (1) 組合は、本件施設の建築物及び建築設備の機能を委託期間に渡り維持する。
- (2) 組合は、建築物及び建築設備の点検・検査計画を作成し、これに基づき点検・検査を行う。
点検・検査の結果、補修等が必要となる場合は、補修工事施工計画書を作成のうえ、補修工事を実施する。
- (3) 組合は、本件施設の建築設備の管理として、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備、消防設備、エレベータ等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行う。特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行う。
- (4) 組合は、見学者ホール・通路の案内展示設備の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持する。
- (5) 組合は、本件施設の建築物の美観が損なわれることのないよう、常に良好な状態を維持する。

1.12 外構等の点検管理

組合は、敷地内の庭園管理は美観が損なわれることのないよう、常に良好な状態を維持する。受託者は組合が実施するごみゼロの日等、適宜協力を行うこと。

1.13 精密機能検査

- (1) 受託者は、自らの費用負担により、本施設の設備及び機器の機能状況、耐用性等について、3年に1回の頻度で、精密機能検査を実施すること。
- (2) 受託者は、精密機能検査の終了後、遅滞なく、精密機能検査報告書を作成し、組合に提出すること。
- (3) 受託者は、精密機能検査の履歴を委託期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本件業務終了後、組合に無償で譲渡すること。
- (4) 精密機能検査の結果を踏まえ、本件施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画、及び補修・修繕計画の見直しを行うこと。

1.14 安全衛生管理

- (1) 受託者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における従業員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (2) 受託者は、本件施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、組合に提出すること。また、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (3) 安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

1.15 改良保全

受託者が施設の改良保全を行う場合は、改良保全に関する計画を提案し、組合と協議すること。ここでいう改良保全とは、著しい技術又は運転手法の革新等（以下「新技術等」という。）がなされ、本件業務において新技術等を導入することにより、短期的若しくは長期的に作業内容の軽減、省力化、使用する薬剤、その他消耗品の使用量の削減等により、経費の削減等が見込めるような改良をいう。

1.16 備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達計画及び管理

- (1) 受託者は、施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達計画書（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、調達計画書に基づき、備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達を行うこと。
- (3) 受託者は、作成した調達計画書を変更しようとする場合には、組合の承諾を得ること。
- (4) 調達計画書の作成期限、記載事項等の詳細は、組合との協議により決定すること。
- (5) 受託者は、調達物を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (6) 受託者が使用する備品類（机・ロッカー等）は、必要となる時期（必要な時期とは、受託者が本件業務において必要と考える時期であり、運営準備期間も含むものとする。）、受託者の負担で調達・購入するものとする。なお、委託期間終了時にこれら備品類の財産処分については、組合と協議するものとする。

1.17 工具、測定機器等の管理・更新

- (1) 本件施設の運転に必要な工具、測定機器等は、常時使用できるように適切に管理すること。

- (2) 本件施設の運転に必要な工作機械、測定機器等について、新たに調達又は更新の必要がある場合は、受託者において行うこと。

第2節 焼却施設に係る維持管理

2.1 施設の機能維持

- (1) 受託者は、焼却施設の基本性能を委託期間に渡り適切な維持管理をすること。
- (2) 受託者は、焼却施設の公害防止基準に関する基本性能を委託期間に渡り適切な維持管理をすること。

2.2 施設の維持管理

受託者は、焼却施設の維持管理計画に従い、施設の点検・検査を実施し、必要となる対応を行うこと。

第8章 環境管理

1.1 環境保全基準

- (1) 受託者は、本件施設の公害防止基準、関係法令等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 受託者は、運営管理等にあたり、環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、組合と協議すること。

1.2 環境保全計画

- (1) 受託者は、委託期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、環境保全計画書には「1.5 計測項目及び計測頻度」に示す項目を網羅すること。
- (2) 受託者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 受託者は、環境保全計画に従い行った計測結果及び環境保全基準の遵守状況を取りまとめ、環境管理報告書として組合に提出すること。

1.3 作業環境管理基準

- (1) 受託者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 受託者は、本件施設の運営管理等を行うにあたり、作業環境管理基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、組合と協議すること。

1.4 作業環境管理計画

- (1) 受託者は、委託期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、作業環境管理計画書には「1.5 計測項目及び計測頻度」に示す項目を網羅すること。
- (2) 受託者は、作業環境管理計画書に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 受託者は、作業環境管理基準の遵守状況について、組合に報告すること。

- (4) 受託者は、作業に必要な保護具、測定器具等を整備し使用すること。また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、安全な状態が保てるように適切な管理を行うこと。
- (5) 受託者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、ダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (6) 受託者は、日常点検、定期点検整備等により、労働安全衛生上、本件施設改善の必要がある場合は、組合と協議の上実施すること。
- (7) 受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づく健康診断を実施し、健康把握に努めること。
- (8) 受託者は、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (9) 受託者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の実施については、事前に組合に連絡し、訓練実施後は報告書を提出すること。
- (10) 受託者は、本件施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本件施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1.5 計測項目及び計測頻度

環境保全計画書及び作業管理計画書を作成するにあたっては、表 8-1、表 8-2 に示す項目及び頻度以上、役割分担とすること。

表 8-1 計測項目及び計測頻度（環境保全基準）

対 象	計測項目	計測頻度	組合	受託者	
焼却施設	ごみ質	種類組成、単位容積重量、三成分、低位発熱量（試験は、「昭 52. 11. 4 環境第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、組合が指示する方法による。）	12 回/年以上		○
	燃焼条件	燃焼温度（炉出口、集じん装置入口）、CO 濃度	常時*		○
	排ガス （煙突出口）	ばいじん（試験は、JIS Z8808 による。）	各炉 2 回/年以上	○	
		硫酸化物（試験は、JIS K0103 による。）	各炉 2 回/年以上	○	
		塩化水素（試験は、JIS K0107 による。）	各炉 2 回/年以上	○	
		窒素酸化物（試験は、JIS K0104 による。）	各炉 2 回/年以上	○	
		ダイオキシン類（試験は、JIS K0311 による。）	各炉 2 回/年以上	○	
		水銀（試験は、JIS K0222、JIS Z8808 による。）	各炉 2 回/年以上	○	
	飛灰処理物	重金属溶出量（試験は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48. 2. 17 環境庁告示第 13 号）のうち、埋立処分の方法による。）	12 回/年以上 （処理前と後で 1 回/年以上）		○
		ダイオキシン類「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める方法」別表（平成 16 年 12 月 27 日環境省告示第 80 号）	処理前と後で 1 回/年以上	○	
焼却灰	熱しゃく減量（試験は、「昭 52. 11. 4 環境第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、組合が指示する方法による。）	12 回/年以上		○	
	ダイオキシン類「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める方法」別表（平成 16 年 12 月 27 日環境省告示第 80 号）	1 回/年以上	○		
敷地境界	その他公害防止基準	騒音（試験方法は、騒音規制法による。）	1 回/年以上	○	
		振動（試験方法は、振動規制法による。）	1 回/年以上	○	
		悪臭（試験方法は、悪臭防止法による。）	1 回/年以上	○	

*は連続測定機器により常時計測を行う項目

表 8-2 計測項目及び計測頻度（作業環境管理基準）

対 象	計測項目	計測頻度	組合	受託者
焼却施設	ダイオキシン類濃度（焼却施設）（試験は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露対策要綱」別紙1「空气中のダイオキシン類濃度の測定方法」（平成13年4月厚生労働省通達）による。）	2回/年以上		○
	粉じん（試験は、厚生労働省労働基準局安全衛生部（平成26年1月10日付）「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露対策要綱」による。）	2回/年以上		○

第9章 情報管理

第1節 各種業務の報告

1.1 運転管理の記録報告

- (1) 受託者は、廃棄物搬入量、排出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 運転記録関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

1.2 点検・検査報告

- (1) 受託者は、点検・検査計画書に従い行った点検・検査結果を、点検・検査結果報告書として、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 点検・検査の関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

1.3 補修・修繕報告

- (1) 受託者は、補修・修繕計画書に従い行った補修・修繕結果を、補修・修繕結果報告書として、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 補修・修繕の関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

1.4 環境管理報告

- (1) 受託者は、環境保全計画書に基づき計測結果を、環境管理報告書として、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 環境管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

1.5 作業環境管理報告

- (1) 受託者は、作業環境管理計画に基づき計測した結果を、作業環境管理報告書として、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第2節 施設情報管理

2.1 施設情報管理

- (1) 受託者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等を委託期間に渡り適切に管理すること。

- (2) 受託者は、補修、機器修繕、改良保全等により、本件施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については組合と協議の上、決定すること。

2.2 帳票類の管理及び記録の保存

(1) 帳票類の管理

受託者は、本件施設の運営管理等に必要な帳票類を整備し管理・保管すること。なお、組合より帳票類の報告・提出を求められた場合は速やかに提出すること。帳票類の種類（参考）を表 9-1 に示す。

表 9-1 帳票類の種類（参考）

NO	名称	NO	名称
1	作業員配置表	8	定期整備報告書
2	勤務体制表	9	設備（機器）台帳
3	運転日報・月報・年報	10	検査台帳
4	機器運転・作業日誌	11	給油台帳（グリース等）
5	受電変電設備日誌	12	備品・予備品台帳
6	試験検査日誌	13	その他必要な書類
7	維持管理状況報告		

(2) 補修履歴等の記録

本件施設の稼働状況、点検項目、補修、修繕等に関する履歴を管理するためのソフトウェアを整備し、施設機能等の確認を行うこと。

(3) 記録の保存

本件施設の運営管理等に関する点検、検査その他の措置及び会計記録を作成し、委託期間中、保存すること。

2.3 その他管理記録の報告

受託者は、本件施設の設備により管理記録が必要となる項目、又は自主的に管理記録を必要とする項目については、その他の管理記録報告書として管理保管すること。

2.4 各種調査票の作成協力

受託者は、本件施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、組合の指示に従い協力すること。

2.5 本件施設の運営状況に関する情報の公表

受託者は、組合のホームページで情報公開を行うものとする。ホームページの内容及び情報提供等については、組合と協議の上、決定すること。

第10章 その他関連業務

受託者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適正にその他関連業務を行うこと。

1.1 見学者対応

受託者は、小学生及び一般等の見学受付、日程調整及び現地対応を行うこと。また、組合が行う行政視察対応に協力すること。

1.2 住民対応への支援（協力）

- (1) 受託者は、常に適切な運営管理等を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得ること。
- (2) 住民の対応については、組合が行うが、受託者は、組合の要請に応じて支援（協力）を行うこと。

1.3 清掃

受託者は、本件施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。

1.4 除雪

- (1) 受託者は、敷地内の道路、駐車場等の除雪を行い、廃棄物搬入車両の走行、施設の稼動・運営に支障がないようにすること。また、必要に応じて本件施設内及び組合が指定する範囲の除雪作業を行うこと。特に、屋根からのつららや落雪に配慮し、止むを得ず危険が生じる場合には、危険表示等を行うこと。
- (2) 除雪作業は、日常業務に支障をきたさないように行うこと。
- (3) 搬入道路の除雪は、組合で行う。

1.5 受託者によるセルフモニタリング

受託者は、委託業務の状況が要求水準書及び委託契約書等に定める要件を満たしていることを確認するためにセルフモニタリングを行うこと。また受託者は、運営準備期間中にセルフモニタリング実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

1.6 地域振興

- (1) 受託者は、地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済へ配慮すること。また、環境学習、環境保全に関する情報提供等、周辺住民へ配慮すること。
- (2) 受託者は、組合等が行う地域振興行事等に対し、組合の要請に基づき協力すること。

1.7 連絡調整会議の設置

組合と受託者は、本件業務を円滑に遂行するため、情報交換及び業務の調整を図ることを目的として連絡調整会議を設置すること。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については、組合、受託者との協議により定めるものとする。

第11章 委託期間終了時の取扱い

1.1 委託期間終了時の機能検査

- (1) 受託者は、委託期間終了後も施設を継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において機能検査を、組合の立会の下に実施すること。
- (2) 当該検査の結果、本件施設が委託期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを委託期間終了時に組合立会の下実施すること。また、当該検査の結果、本件施設が委託期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、受託者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施すること。(建物・外構除く)
 - ① 本件施設が、完成図書において保証されている基本性能を満たしていること。
 - ② 外部の仕上げや設備・機器などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態であること。「継続して使用する」とは、委託期間満了後の運営を担当する者(又は組合)が、適切な点検、補修などを行いながら使用することが可能なことをいう。

また、「完成図書において保証されている基本的な性能を満たしている」とは、本件施設が「第2章 第3節 3.13 性能保証事項及び3.14 公害防止基準」を満たすことをいう。
- (3) 委託期間終了後、継続して組合が施設を運営するなかで、本件施設の運営等に不具合等が発生した場合、受託者は不具合等への改善に対して協力を行うこと。

1.2 委託期間終了後の運営方法の検討

- (1) 組合は、委託期間終了の3年前から委託期間終了後の本件施設の運営方法について検討する。また受託者は、組合の検討に協力すること。
- (2) 組合が(1)の検討の結果、本件業務の延長が必要と判断した場合、組合と受託者は本件業務の延長について協議を開始する。

このために、委託期間中の次の事項に関する費用明細及び委託期間終了翌年度の諸実施計画を委託期間終了日の18ヶ月前までに提出すること。

 - 1) 人件費
 - 2) 運営経費
 - 3) 維持補修費(点検・検査・補修・修繕費用)
 - 4) 用役費
 - 5) 委託期間中の財務諸表
 - 6) その他必要な経費
- (3) 組合が受託者と委託期間終了後の運営の延長について協議の結果、委託期間終了日の12ヶ月前までに、組合と受託者が合意した場合は、合意された内容に基づき本件業務の延長に向けた手続きを開始する。
- (4) 委託期間終了後の運営管理等業務に関する委託料は、委託期間中の委託料に基づいて決定する。

第12章 組合の業務

第1節 本件業務において組合が実施する業務

1.1 運営モニタリング業務

組合は、本件業務の実施状況の監視を行う。組合が行う運営モニタリングに要する費用は、組合負担とする。

1.2 処理対象物の搬入

組合は、構成市と連携して処理対象物を本件施設に搬入する。なお、廃棄物の収集運搬は構成市主体で行う。

1.3 見学者（行政視察）対応業務

組合は、行政視察時の主な対応を行う。見学者対応の役割分担等は第10章に示すとおりである。

1.4 住民対応業務

組合は、周辺住民などの対応を行う。住民対応の役割分担等は第10章に示すとおりである。

1.5 ダイオキシン類、周辺環境調査業務

組合は、ダイオキシン類、周辺環境調査業務の対応を行う。

第2節 運営モニタリングの実施

2.1 運営段階

組合は、受託者による本件業務の状況が、委託契約書及び要求水準書等に定める要件を満たしていることを確認するために本件業務の監視を行う。受託者は、組合の行うモニタリングに対して、必要な協力を行うこと。主なモニタリング内容は以下のとおりである。

- (1) ごみ処理状況の確認
- (2) ごみ質の確認
- (3) 運転状況の確認
- (4) 各種用役の確認
- (5) 保守、点検状況の確認
- (6) 安全体制、緊急連絡などの体制の確認
- (7) 安全教育、避難訓練などの実施状況の確認
- (8) 事故記録と予防保全の周知状況の確認
- (9) 緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認
- (10) 各設備不具合事項への対応状況の確認
- (11) 公害防止基準などの各基準値への適合性の確認
- (12) 環境モニタリング結果の確認
- (13) 業務状況の確認及び評価
- (14) 地域住民への対応

2.2 委託期間終了時

委託期間終了時には、組合は受託者から提示された計画の実施状況を確認し、受託者による本件施設の機能検査などの結果を踏まえて本件施設の現状の確認を行い、適切な状況であることの確認を行う。

- (1) 本件施設の機能状況の確認
- (2) 本件施設の耐用度の確認
- (3) 本件業務継続に係る経済性評価の確認